

第6章 生活困窮者の自立と社会参加の促進

【生活困窮者自立支援事業計画】

1 生活困窮者自立支援事業の背景

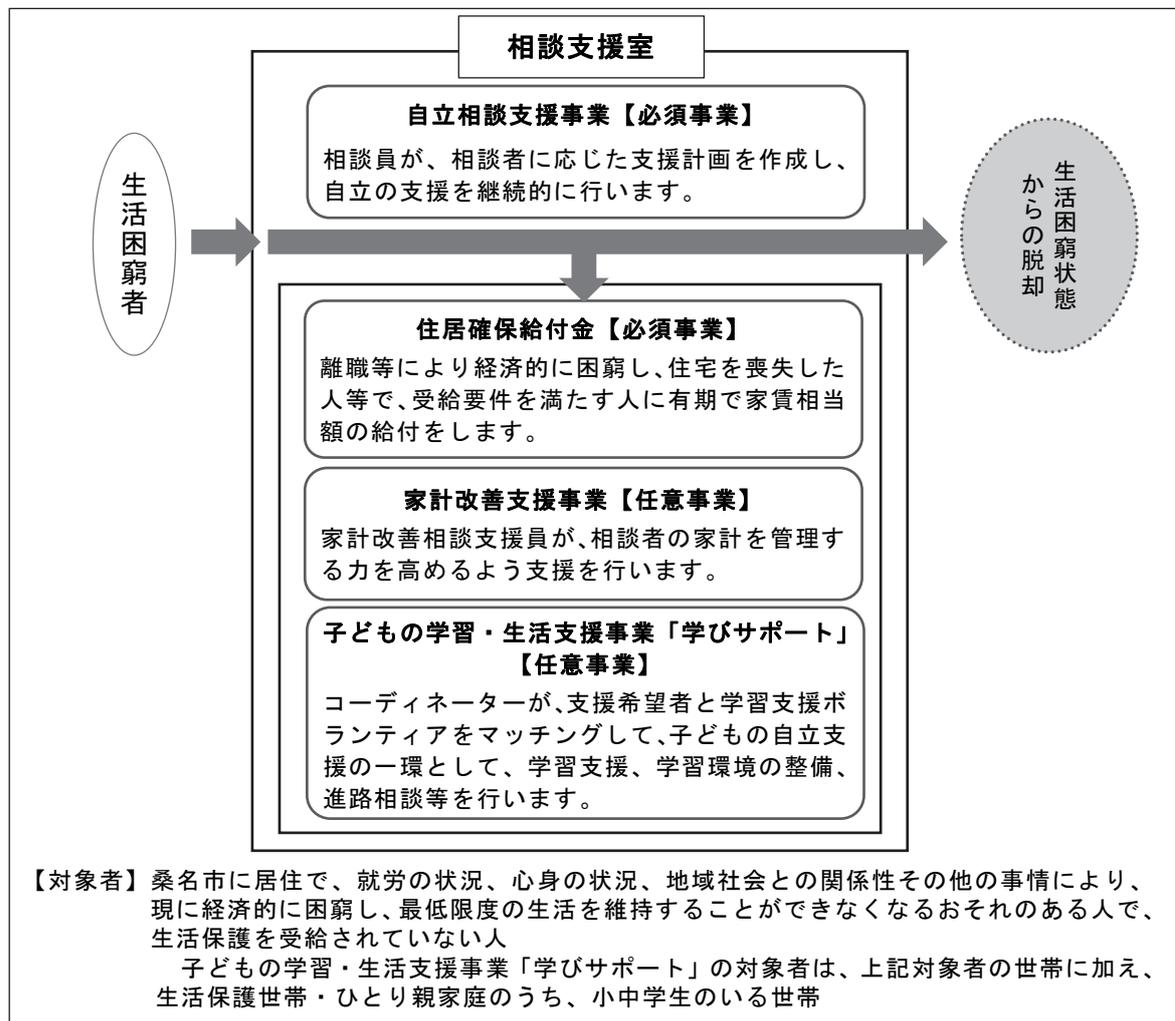
社会経済環境の変化や地域住民のつながりの希薄化などに伴い、生活困窮に至るリスクの高い人や働き盛りの稼働年齢層を含む生活保護受給者が増大しており、国民の生活を重層的に支えるセーフティネットの構築が必要となってきました。こうした背景のもと、生活保護に至る前の生活困窮者に対し早期に包括的な支援を行うために、2015（平成27）年4月から生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者自立支援事業がはじまりました。

本市においては、それに先立ち2015（平成27）年1月から国のモデル事業として自立相談支援事業を実施しました。

2 本市における生活困窮者自立支援事業の展開

本市では、市役所内に相談支援室を設け、主任相談支援員、相談支援員、就労支援員、家計改善支援員、学習支援コーディネーターの5職種を配置し、関係機関と連携を行い、相談者と一緒に自立へ取り組む体制を整えています。

●本市における生活困窮者自立支援事業



3 生活困窮者自立支援にかかる目標

生活困窮者自立支援制度は、社会保障という大きな枠組み中で、社会保険制度と生活保護制度の間にあり、生活保護に至っていない生活困窮者に対する第2のセーフティネットです。この制度の目指す目標は、①生活困窮者の尊厳の保持、②生活困窮者の状況に応じた包括的・早期的な支援、③生活困窮者支援を通じた地域共生社会の実現に向けた地域づくりであり、「桑名市生活困窮者自立支援事業計画（第1期）」では、「生活困窮者主体の支援を提供」と「生活困窮者を地域で支える仕組みづくり」を基本目標として設定しました。

本計画においては、「桑名市生活困窮者自立支援事業計画（第1期）」の基本目標をさらに発展させ、「生活困窮者主体の包括的・早期的な支援の提供」と「生活困窮者を支えるネットワークづくりを通じた地域共生社会の実現」を生活困窮者自立支援にかかる目標として取組を進めていきます。

(1) 生活困窮者主体の包括的・早期的な支援の提供

自立支援事業は、生活困窮者からの相談を受け、抱えている課題を早急に評価・分析（アセスメント）し、そのニーズを把握します。

その後、把握したニーズに応じた支援が包括的かつ継続的に行われるよう、プランを作成し、これに沿って相談支援員等が生活困窮者とともに、生活困窮状態からの脱却を目指します。

(2) 生活困窮者を支えるネットワークづくりを通じた地域共生社会の実現

この制度の対象者は、自らの声をあげることが不得手な場合も考えられることから、民生委員・児童委員をはじめとして、ボランティアなど地域の住民や組織、団体とともに、対象者の早期把握や見守りなどの支援のために、地域の社会資源を活用し、自立支援にも対応可能な地域ネットワークを構築していきます。

このネットワークの構築が、地域共生の理念のもと、地域で支える仕組みとなり、自立支援事業へ効果的につながるように努めます。

4 生活困窮者自立支援にかかる施策の展開

【具体的な施策・取組】

<p>① 自立相談支援事業の充実</p>	<p>担当課・関係団体</p>
<p>○経済的な問題で生活に困っている人等、相談者が抱えている課題の把握を行い、一人ひとりに合わせたプランを作成し、関係機関と連携しながら、自立に向けた包括的な支援を行います。</p>	<p>市(相談支援室)、 社協</p>
<p>② 住居確保給付金の支給</p>	<p>担当課・関係団体</p>
<p>○住居確保給付金の支給については、生活困窮者の自立の促進を図るため、桑名公共職業安定所と連携し、当該事業を有効に活用していきます。</p>	<p>市(相談支援室)、 社協</p>
<p>③ 家計改善支援事業の充実</p>	<p>担当課・関係団体</p>
<p>○家計改善支援員により、家計管理に関する支援として、家計表やキャッシュフロー表等の活用や出納管理の支援を行うとともに、家賃、税金、公共料金などの滞納の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援、さらに、多重債務者相談窓口と連携等して、債務整理に関する支援、貸付のあっせんを家計支援計画（家計再生プラン）に基づき、総合的に実施していきます。</p>	<p>市(相談支援室)、 社協</p>
<p>④ 子どもの学習・生活支援事業「学びサポート」の充実</p>	<p>担当課・関係団体</p>
<p>○学習支援コーディネーターにより、学習支援者と支援対象者をマッチングし、個別訪問等による学習支援を行います。さらに、子どもが安心して自分の存在を認められる居場所を確保することにより、不登校など他者との関係性がうまく図れない子どもや学習への抵抗感のある子どもが、落ち着いて学習でき、コミュニケーション能力や自尊感情を高めることができるよう支援を行います。あわせて、学習支援コーディネーターが家庭とつながり、生活全体の支援を行います。</p>	<p>市(相談支援室)、 社協</p>

⑥ 生活困窮者自立支援事業の周知	担当課・関係団体
○生活困窮者は、課題解決への意欲が低下し、複雑な課題をどこに相談してよいのかわからず、行動できない場合があります。生活困窮者を早期に把握・支援するためには、市民の制度に関する理解が必要不可欠であるため、生活困窮者自立支援事業の周知を図ります。	市(相談支援室)、 社協
⑦ 生活困窮者自立支援にかかるネットワークの充実	担当課・関係団体
○税、保健、学校等さまざまな窓口と連携し、生活困窮者を相談につなぐよう、庁内の連携を強化するとともに、桑名公共職業安定所、地元企業等、関係機関とのネットワークを構築します。 ○民生委員・児童委員など地域の相談支援者が、生活困窮者の身近な相談者として必要な知識を学べるよう、必要な情報提供を図るとともに、研修等の実施を検討します。	市(相談支援室)、 社協、各種関係機 関 市(福祉総務課)、 社協、民生委員・ 児童委員